

平成 30 年 2 月 5 日

各位

株式会社 伊藤園

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告について

本日、当社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社が清涼飲料の製造を委託しているお取引先様から、「特別協力金」として受け取った行為が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。本日の勧告において、下請代金の減額に当たるとされた金額は、平成 28 年 6 月から平成 29 年 5 月までの間、総額約 1 億 1,880 万円です。

本件に関して当社は、製造委託先であるお取引先様に対し減額に当たるとされた金額、その全額を平成 30 年 1 月 26 日に返還させていただいております。
なお、本件が当社の業績に及ぼす影響は軽微であります。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止めて、勧告内容を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内教育を実施するなど再発防止に努めてまいります。

お取引先様をはじめ、関係者の皆様に対してご心配とご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げますとともに、コンプライアンスの強化を図り、一層の経営努力を続けてまいります所存です。

以上